

ページ	修正前	修正後
総 - 2	<p style="text-align: center;">総則</p> <p>第2節 防災の基本理念 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分すること。</p>	<p style="text-align: center;">総則</p> <p>第2節 防災の基本理念 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (1) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分すること。</p>
予 - 1	<p style="text-align: center;">第1部 災害予防</p> <p>第1章 風水害・雪害に強いまちづくり (略) (追加)</p> <p>このため、市は、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と密に連携して、次の計画の実現に向けて努力する。</p>	<p style="text-align: center;">第1部 災害予防</p> <p>第1章 風水害・雪害に強いまちづくり (略)</p> <p><u>特に、市及び県（環境森林部、農政部、県土整備部）は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u> <u>また、市及び県（県土整備部）は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。さらに、市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>このため、市は、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と密に連携して、次の計画の実現に向けて努力する。</p>
予 - 2	<p>第1節 河川事業の推進 2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進 (3) 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。</p>	<p>第1節 河川事業の推進 2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進 (3) 市は、<u>洪水浸水想定区域</u>が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者及びその他の者へ周知するものとする。</p>
予 - 6	<p>第5節 雪害の予防 2 道路の除雪体制の整備 道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。 特に、集中的な大雪に対して、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p>	<p>第5節 雪害の予防 2 道路の除雪体制の整備 道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。 特に、集中的な大雪に対して、道路管理者は<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として</u>、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の<u>上</u>、<u>計画的・予防的な通行規制</u>を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p>
予 - 7	<p>6 住民に対する大雪時の留意事項の周知 (略) (1) (略) (新設) (2) 不要不急の外出は見合わせる。 (3)～(6) (略) (新設) (7)～(10) (略)</p>	<p>6 住民に対する大雪時の留意事項の周知 (略) (1) (略) (2) <u>計画的・予防的な通行規制</u> (3) <u>不要不急の外出・道路利用は見合わせる。</u> (4)～(7) (略) (8) <u>事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等</u> (9)～(12) (略)</p>
予 - 9	<p>第7節 建築物等施設の安全性の確保 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7節 建築物等施設の安全性の確保 <u>3 強風による落下物対策</u> <u>市、県、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦等の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</u> <u>4 空き家等の把握</u> <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>

予-10	<p>第8節 ライフライン施設等の機能の確保 総務部、市民生活部、水道局、県、ライフライン事業者（電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス）、<u>廃棄物処理事業者、公共機関</u></p> <p>1 ライフライン施設等の機能確保 (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の機能の確保 総務部、市民生活部、水道局、県、ライフライン事業者（電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス）、<u>廃棄物処理</u>）、公共機関</p> <p>1 ライフライン施設等の機能確保 (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県は、次によりライフライン施設の機能の確保を図るものとする。</p>
予-11	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略)</p> <p>災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。 <u>(新設)</u></p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。) (略) <u>(新設)</u></p> <p>また、(略)</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略)</p> <p>災害応急対策としては、まず災害発生直前<u>又は発生するおそれがある場合</u>の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、<u>広域避難</u>、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。 <u>特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、市民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。</u> <u>また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。この避難支援対策と併せて、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。)</u> (略) <u>さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u> <u>加えて、(略)</u></p>
予-12	<p>第1節 避難誘導體制の整備 2 避難誘導計画の作成</p> <p>(4) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、台風が接近する場合など予め荒天が予想される際は台風接近前の早い段階で安全な地区に移動しておくことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、避難指示等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>第1節 避難誘導體制の整備 2 避難誘導計画の作成</p> <p>(4) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、台風が接近する場合など予め荒天が予想される際は台風接近前の早い段階で安全な地区に移動しておくことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、避難指示等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)</u>を基本とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p>
予-13	<p>(8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める</u></p>	<p>(8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p>

	<p>ものとする。</p> <p>(9) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市を幾つかの地域に分割した<u>うえで</u>、<u>土砂災害に関するメッシュ情報等</u>を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて<u>見直す</u>よう努めるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(11) ~ (13)</p>	<p>(9) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市を幾つかの地域に分割した<u>上で</u>、<u>土砂災害の危険度分布等</u>を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて<u>見直す</u>よう努めるものとする。</p> <p>(10) (略)</p> <p><u>(11) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(12) ~ (14)</u></p>
<p>予-14</p>	<p>6 要配慮者への配慮等</p> <p>(3) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 要配慮者への配慮等</p> <p>(3) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応</u></p> <p><u>市は、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>
<p>予-15</p>	<p>第2節 災害危険区域の災害予防</p> <p>土石流、山崩れ等による災害は、現在までのところ大きな災害はないが、一部市内と山間部においては、過去には小規模の山崩れもあり、土石流等により人家に対する被害も考えられるので、常時調査し、それを<u>もと</u>にその都度解決する。急傾斜による崩壊が発生するおそれがある箇所等の災害危険区域が市内に数か所あるので、関係者と協議の<u>う</u>え防止事業等を推進する。</p> <p>また、山間部等における自然斜面での崩壊危険地区については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を県及び関係者と協議しながら実施する。</p>	<p>第2節 災害危険区域の災害予防</p> <p>土石流、山崩れ等による災害は、現在までのところ大きな災害はないが、一部市内と山間部においては、過去には小規模の山崩れもあり、土石流等により人家に対する被害も考えられるので、常時調査し、それを<u>基</u>にその都度解決する。急傾斜による崩壊が発生するおそれがある箇所等の災害危険区域が市内に数か所あるので、関係者と協議の<u>上</u>、防止事業等を推進する。</p> <p>また、山間部等における自然斜面での崩壊危険地区については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を県及び関係者と協議しながら実施する。</p>
<p>予-15</p>	<p><u>4 土地利用の誘導</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 警戒避難体制の整備</u></p> <p>(2) 市は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 市は、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「<u>避難指示等の判断・伝達マニュアル</u>」を作成するものとする。</p> <p><u>7~8 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 警戒避難体制の整備</u></p> <p>(2) 市は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、<u>洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(3) 市は、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「<u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。</p> <p><u>6~7 (略)</u></p> <p><u>8 防災まちづくりの推進</u></p> <p><u>(1) 市及び県(総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部)は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市及び県(県土整備部)は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市及び県(県土整備部)が定め</u></p>

		<p>る水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</p> <p>(3)市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</p> <p>(4)市及び県（県土整備部）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>(5)市及び県は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。</p>
予-16	<p>7 ハザードマップの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した<u>うえ</u>でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する<u>うえ</u>に必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した<u>うえ</u>でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>7 ハザードマップの作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した<u>上</u>でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する<u>上</u>に必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した<u>上</u>でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>
予-18	<p>第3節 災害未然防止活動体制の整備</p> <p>3 大雪に対する道路管理体制の整備</p> <p>道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者を始め県及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、<u> </u>予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p>	<p>第3節 災害未然防止活動体制の整備</p> <p>3 大雪に対する道路管理体制の整備</p> <p>道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者を始め県及びその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、<u>計画的・</u>予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p>
予-19	<p>第4節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>4 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>(3)市、県（危機管理課）及びその他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。</p>
予-22	<p>第6節 職員の応急活動体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。</p> <p>(追加)</p>	<p>第6節 職員の応急活動体制の整備</p> <p>災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。</p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p><u>また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに市及び県の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。</u></p>

予-23	<p>第7節 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>1 市における受援・応援体制の整備</p> <p>(3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認_____や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。_____</p>	<p>第7節 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>1 市における受援・応援体制の整備</p> <p>(3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認、<u>会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮</u>や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>
予-24	<p>7 円滑な救助の実施体制の構築</p> <p>市及び県は、<u>災害発生時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>	<p>7 円滑な救助の実施体制の構築</p> <p>市及び県は、<u>災害時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>
予-25	<p>第8節 防災中枢機能等の確保</p> <p>6 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、<u>災害発生時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備</p> <p>市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、_____男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 防災中枢機能等の確保</p> <p>6 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、<u>災害時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備</p> <p>市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p>
予-30	<p>3 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>(1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の<u>うえ</u>、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。また、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。</p>	<p>3 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>(1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の<u>上</u>、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。また、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。</p>
予-32	<p>第11節 避難の受入体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、<u>災害発生時</u>に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p>	<p>第11節 避難の受入体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(2) 指定緊急避難場所の指定基準</p> <p>指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、<u>災害時</u>に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p>
予-32	<p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た<u>うえで</u>、被災者が避難生活を送るため<u>指定避難所</u>をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。_____</p> <p>(2) 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所について、市は、<u>被災者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較</p>	<p>2 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等</u>を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た<u>上</u>で、<u>避難者</u>が避難生活を送るため<u>必要十分な</u>指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</u>、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所について、市は、<u>避難者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較</p>

	<p>較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 (略)</p>	<p>的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>(移設)</u> また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 (略)</p>
予-33	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。 ウ、エ (略) <u>(移設)</u></p>	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。<u>(移設)</u> イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、<u>避難者</u>が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。 ウ、エ (略) <u>オ 市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>
予-33	<p>(5) 物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、</u>炊き出し用具(LPガスやかセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資<u>の</u>備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(5) 物資の備蓄 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、</u>炊き出し用具(LPガスやかセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の</u>備蓄に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</u></p>
予-33	<p>(6) 運営管理に必要な知識の普及 指定避難所の運営管理については、地域住民、市職員及び施設管理者が協働で行うものとする。そのために市は、三者協働による指定避難所の運営管理ができるよう必要な知識普及、避難所運営についての理解促進及び住民の体制整備への協力に努めるものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>(6) 運営管理に必要な知識の普及 指定避難所の運営管理については、地域住民、市職員及び施設管理者が協働で行うものとする。そのために市は、三者協働による指定避難所の運営管理ができるよう必要な知識普及、避難所運営についての理解促進及び住民の体制整備への協力に努めるものとする。 <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p>
予-33	<p>(7) 福祉避難所 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等<u>の福祉避難所を</u>指定するよう努めるものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>(7) 福祉避難所 <u>ア</u> 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等<u>を福祉避難所に</u>指定するよう努めるものとする。 <u>イ</u> 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 <u>ウ</u> 市は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 <u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>

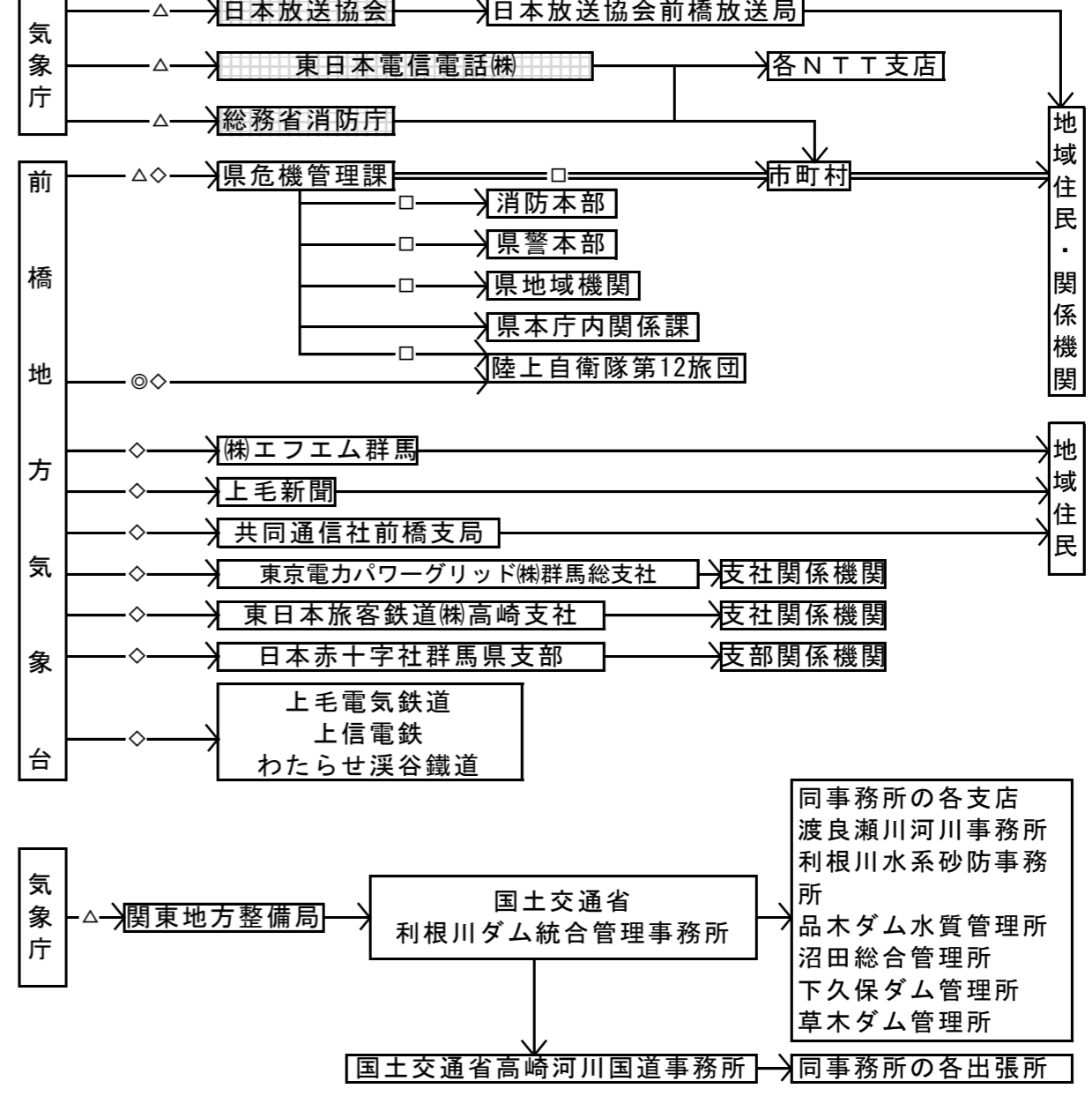
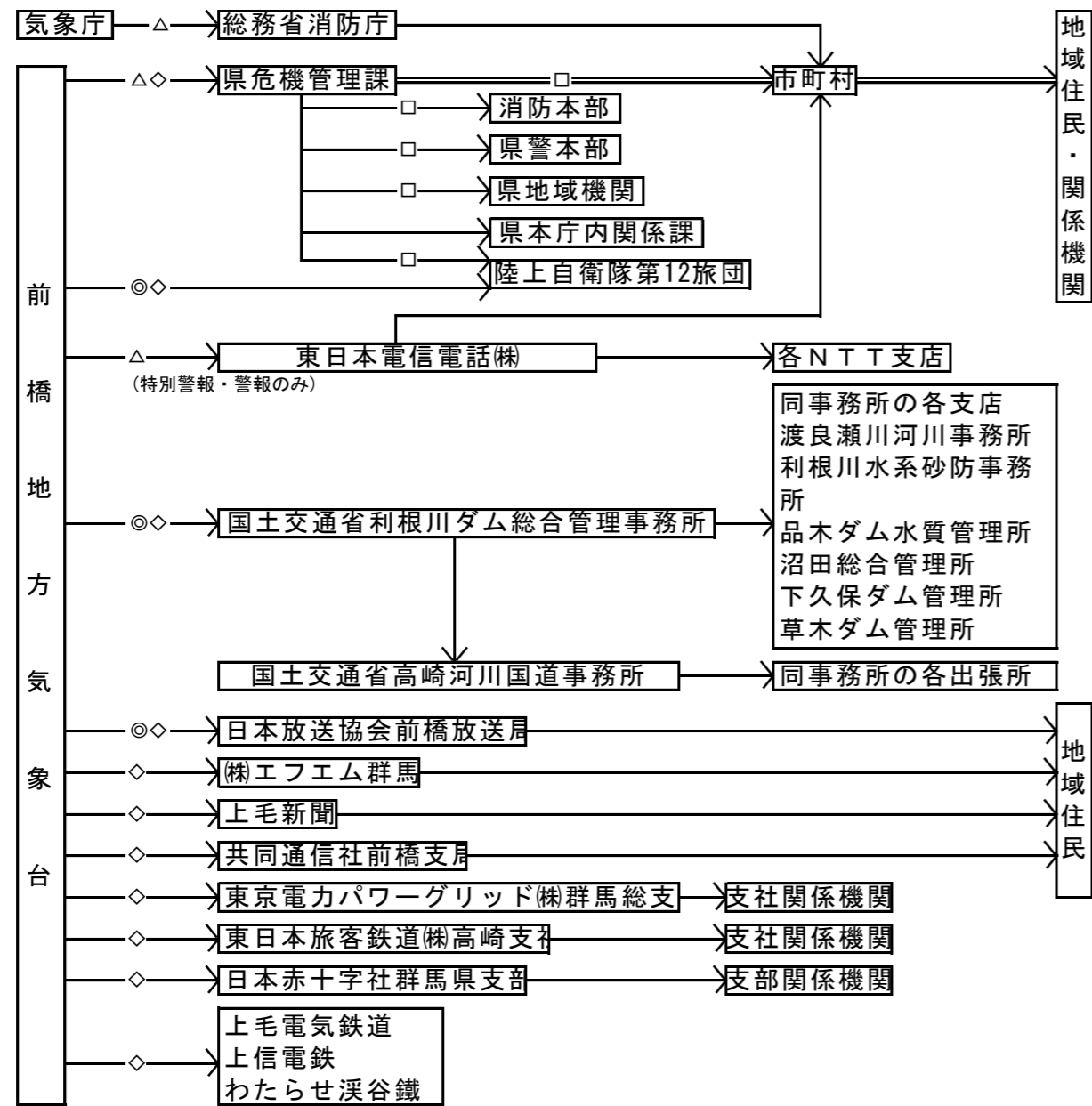
予-40	<p>第16節 防災訓練の実施</p> <p>市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。</p>	<p>第16節 防災訓練の実施</p> <p>市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。</p>
予-41	<p>(新設)</p> <p>9 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 市、県及びその他の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p>	<p>9 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>10 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 市、県及びその他の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。</p>
予-43	<p>第3章 市民等の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>したがって、市は、_____時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。</p>	<p>第3章 市民等の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>したがって、市は、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。</p>
予-45	<p>第2節 防災思想の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 家庭防災会議の開催</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>避難場所、指定避難所及び避難路の確認</u></p> <p>(略)</p> <p>エ～サ (略)</p> <p>(8) 非常持ち出し品の準備</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 避難時の留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難方法</p> <p>徒歩で避難する。</p> <p>携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。</p> <p>山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(10)、(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2節 防災思想の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。</u></p> <p>(8) 家庭防災会議の開催</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認</u></p> <p>(略)</p> <p>エ～サ (略)</p> <p>(9) 非常持ち出し品の準備</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)</u></p> <p>(10) 避難時の留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 徒歩で避難する。 ▪ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。 ▪ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。 <p>ウ、エ (略)</p> <p>(11)、(12) (略)</p> <p>(13) <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>(14) <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(15) <u>市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>
予-46	<p>3 学校教育による防災知識の普及</p> <p>市は、学校教育を通じて_____災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	<p>3 学校教育による防災知識の普及</p> <p>市は、学校教育を通じて、<u>体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ</u>、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>

	(略)	(略)
予-46	<p>4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等</p> <p>市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、_____ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p>	<p>4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等</p> <p>市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、</u>ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。</p>
予-47	<u>(新設)</u>	<p>11 過去の災害教訓の伝承</p> <p><u>市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>
予-48	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化</p> <p>市及び県(危機管理課)は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。</p> <p>ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう_____水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成強化</p> <p>市及び県(危機管理課)は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。</p> <p>ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう<u>気象防災アドバイザー等の</u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>
予-48	<p>2 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p>
予-49	<p>(4) 行政・NPO法人・ボランティア等の三者連携</p> <p>市は、_____行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時の登録、研修_____制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について_____意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>(4) 行政・NPO法人・ボランティア等の三者連携</p> <p>市は、<u>災害ボランティアの活動環境として、</u>行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための</u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>
予-49	<p>3 事業所（企業）防災の促進</p> <p>(2) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、_____テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>3 事業所（企業）防災の促進</p> <p>(2) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
予-50	<p>(7) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>(7) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p>
予-50	<p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p><u>(3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>
予-51	<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者対策</p> <p>1 避難行動要支援者名簿_____の作成及び更新</p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者対策</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新</p> <p>市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>

	(新設)	また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。				
予-52	<p>2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備</p> <p>(1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 市は福祉関係者等と連携して、在宅の避難行動要支援者が災害発生のおそれがあるときや災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。 また、市、県及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <p>(1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会及び自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) (削除) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>				
予-53	<p>3 避難体制の強化</p> <p>市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、以下の地域の实情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。</p>	<p>3 避難体制の強化</p> <p>市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、個別避難計画の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるような特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど、以下の地域の实情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。</p>				
予-53	(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。	(3) 指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。				
予-53	(6) 福祉避難所の設置・運営訓練 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。	(6) 福祉避難所の設置・運営訓練 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。				
予-54	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携</p> <p>(1) 要配慮者利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携</p> <p>(1) 要配慮者利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
施設の種類						
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター						
施設の種類						
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター						
予-56	<p>第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策</p> <p>1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針</p> <p>園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議のうえ決定することなどの取決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。</p>	<p>第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策</p> <p>1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針</p> <p>園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議の上決定することなどの取決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。</p>				

応 - 4	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策 第1節 警報等の伝達 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	(略)	大雨警報(浸水害)の危険度分布	(略)	洪水警報の危険度分布	(略)	流域雨量指数の予測値	(略)	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策 第1節 警報等の伝達 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂キキクル</u>(大雨警報(土砂災害))の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>浸水キキクル</u>(大雨警報(浸水害))の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>洪水キキクル</u>(洪水警報)の危険度分布</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害))の危険度分布	(略)	<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害))の危険度分布	(略)	<u>洪水キキクル</u> (洪水警報)の危険度分布	(略)	流域雨量指数の予測値	(略)
	種類	概要																				
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	(略)																					
大雨警報(浸水害)の危険度分布	(略)																					
洪水警報の危険度分布	(略)																					
流域雨量指数の予測値	(略)																					
種類	概要																					
<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害))の危険度分布	(略)																					
<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害))の危険度分布	(略)																					
<u>洪水キキクル</u> (洪水警報)の危険度分布	(略)																					
流域雨量指数の予測値	(略)																					
応 - 5	<p>(4) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県南部または北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県)で発表される。大雨に関して、<u>明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p>	<p>(4) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県南部または北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>																				
応 - 5	<p>2 気象業務法に基づく気象情報等 (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報 <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u></p>	<p>2 気象業務法に基づく気象情報等 (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報 <u>警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表される。</u></p>																				
応 - 5	<p>(2) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、群馬県気象情報の一種として発表される。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合)</p>	<p>(2) 記録的短時間大雨情報 <u>当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>より一層の警戒を呼びかけるよう</u>、群馬県気象情報の一種として発表される。(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合)</u></p>																				
応 - 6	<p>3 消防法に基づく火災気象通報 (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行われる。 ア、イ(略) ウ <u>実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。</u> (3) 火災気象通報は、<u>天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行われる。</u></p>	<p>3 消防法に基づく火災気象通報 (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行われる。 ア、イ(略) <u>(削除)</u> (3) 火災気象通報は、<u>注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位により行われる。</u></p>																				
応 - 6	<p>6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報 (1) 群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。<u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等更なる措置を検討する必要がある。</u></p>	<p>6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報 (1) 群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに<u>発表される。</u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の<u>発令対象区域</u>の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の<u>発令対象区域</u>の拡大等<u>の</u>更なる措置を検討する必要がある。</p>																				

応 - 7



応-11

第2節 避難誘導

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

ウ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

第2節 避難誘導

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

ウ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

応-13

表2

	警戒レベル	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	警戒レベル3	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <p>1 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。</p> <p>2 その他の人は立ち退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p>

表2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>【命の危険直ちに安全確保】</p> <p>指定緊急避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保*1する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

			<p>3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</p> <p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>1 指定緊急避難場所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <p>(1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。</p> <p>【災害が切迫又は災害の発生】</p> <p>1 命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>2 市が災害の状況を確実に把握できるものではないため、災害が切迫・発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>【警戒レベル4】 避難指示</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>【危険な場所から全員避難】 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保^{※2}）する。</p> <p>【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等^{※3}は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>※1 緊急安全確保：立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>※3 高齢者：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p>
<p>応-13</p>	<p>(4) 伝達方法 避難指示等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ確実に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、本市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した<u>う</u>えで検討するものとする。 (略)</p>			<p>(4) 伝達方法 避難指示等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ確実に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、本市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した<u>上</u>で検討するものとする。 (略)</p>	
<p>応-14</p>	<p>(5) 市から関係機関への連絡 市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接__危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 警戒区域の設定</p> <p>(1) 市長による警戒区域の設定 災害が発生し、又は<u>正</u>に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 市から関係機関への連絡 市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p>			<p>(5) 市から関係機関への連絡 市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接<u>、</u>危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 警戒区域の設定</p> <p>(1) 市長による警戒区域の設定 災害が発生し、又は<u>ま</u>さに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 市から関係機関への連絡 市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接<u>、</u>危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p>	
<p>応-16</p>	<p>(新設)</p>			<p>第3節 広域避難</p> <p><u>災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立退き避難が必要となることが想定される。</u></p> <p><u>このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。</u></p> <p>1 県内の他の市町村への広域的な避難等</p> <p><u>(1)市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。</u></p>	

				<p>(2)市は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。</p> <p>(3)他市町村から(1)の協議を受けた場合、当該避難者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、市は、(1)による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。</p> <p>(4)(3)の場合において、市は、要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、(1)により協議した県内の他市町村長に通知するものとする。</p> <p>(5)市は、(4)の通知を県内の他市町村から受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県(危機管理課)に報告するものとする。</p> <p>2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等</p> <p>(1)市は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県(危機管理課)に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受け入れについて協議することを求めるものとする。</p> <p>(2)市は、県から通知(協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知)を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。</p> <p>3 市町村による県外広域避難の協議等</p> <p>(1)市町村は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受け入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。</p> <p>(2)市町村は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県(危機管理課)に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。</p> <p>(3)(2)の報告を受けた県(危機管理課)は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>(4)市は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県(危機管理課)に報告するものとする。</p>		
応-16	<p>第3節 災害未然防止活動 (略)</p> <p>第4節 物資及び電力確保に関する事前対策 (略)</p>			<p>第4節 災害未然防止活動 (略)</p> <p>第5節 物資及び電力確保に関する事前対策 (略)</p>		
応-18	<p>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する<u>うえ</u>で不可欠である。 (略)</p>			<p>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する<u>上</u>で不可欠である。 (略)</p>		
応-20	<p>第1節 災害情報の収集・連絡</p> <p>2 市における災害情報の連絡</p> <p>(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、<u>中央防災無線網等</u>を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p>			<p>第1節 災害情報の収集・連絡</p> <p>2 市における災害情報の連絡</p> <p>(3) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、官邸及び<u>政府本部(「特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部」をいう。以下同じ)</u>等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p>		
応-20	<p>3 消防本部における災害情報の連絡</p> <p>消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15) 電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537 地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033 「宿直室」(上記時間外) 電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553 地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036 桐生市共創企画部防災・危機管理課 電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001</p>			<p>3 消防本部における災害情報の連絡</p> <p>消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15) 電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537 地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033 「宿直室」(上記時間外) 電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553 地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036 桐生市共創企画部防災・危機管理課 電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001</p>		
応-31	<p>部 (部長担当職)</p>	<p>課 (課長担当職)</p>	<p>分 掌 事 務</p>	<p>部 (部長担当職)</p>	<p>課 (課長担当職)</p>	<p>分 掌 事 務</p>

	<p>産業経済対策部 (産業経済部長)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="617 128 884 254">商工振興課 (商工振興課長)</td> <td data-bbox="884 128 1555 254">1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 (新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 254 884 495">観光交流課 (観光交流課長) 日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)</td> <td data-bbox="884 254 1555 495">3 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 6 物資の輸送に関する こと。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 495 884 663">農林振興課 (農林振興課長)</td> <td data-bbox="884 495 1555 663">1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 663 884 863">農業委員会事務局 (事務局次長)</td> <td data-bbox="884 663 1555 863">7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。</td> </tr> </table>	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 (新設)	観光交流課 (観光交流課長) 日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)	3 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 6 物資の輸送に関する こと。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。	農林振興課 (農林振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。	農業委員会事務局 (事務局次長)	7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。	<p>産業経済対策部 (産業経済部長)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1852 128 2119 254">商工振興課 (商工振興課長)</td> <td data-bbox="2119 128 2786 254">1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に 関すること。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 3 <u>伝建地区内及び日本遺産構成文化財関係災害情報 の収集に関する こと。</u> 4 <u>関係機関との連絡調整に関する こと。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 254 2119 401">観光交流課 (観光交流課長)</td> <td data-bbox="2119 254 2786 401">5 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 6 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 7 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 8 物資の輸送に関する こと。 9 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 401 2119 527"><u>日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)</u></td> <td data-bbox="2119 401 2786 527"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 527 2119 695">農林振興課 (農林振興課長)</td> <td data-bbox="2119 527 2786 695">1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 695 2119 894">農業委員会事務局 (事務局次長)</td> <td data-bbox="2119 695 2786 894">7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。</td> </tr> </table>	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に 関すること。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 3 <u>伝建地区内及び日本遺産構成文化財関係災害情報 の収集に関する こと。</u> 4 <u>関係機関との連絡調整に関する こと。</u>	観光交流課 (観光交流課長)	5 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 6 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 7 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 8 物資の輸送に関する こと。 9 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。	<u>日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)</u>		農林振興課 (農林振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。	農業委員会事務局 (事務局次長)	7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。
商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 (新設)																			
観光交流課 (観光交流課長) 日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)	3 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 6 物資の輸送に関する こと。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。																			
農林振興課 (農林振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。																			
農業委員会事務局 (事務局次長)	7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。																			
商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に 関すること。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する こと。 3 <u>伝建地区内及び日本遺産構成文化財関係災害情報 の収集に関する こと。</u> 4 <u>関係機関との連絡調整に関する こと。</u>																			
観光交流課 (観光交流課長)	5 市内大型店等に対する要請・連携に関する こと。 6 生活必需品の調達及び関係業者との連携に 関すること。 7 燃料の調達及び関係業者との連携に関する こと。 8 物資の輸送に関する こと。 9 商工業、事業所等に対する災害応急対策に 関すること。																			
<u>日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)</u>																				
農林振興課 (農林振興課長)	1 農林水産業関係災害情報の収集に関する こと。 2 関係機関との連絡調整に関する こと。 3 応急食料等の調達配給に関する こと。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する こと。 5 農業用施設の応急措置に関する こと。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指 導に関する こと。																			
農業委員会事務局 (事務局次長)	7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に 関すること。 8 市場の災害対策に関する こと。 9 市場関係事業者との連絡調整に関する こと。 10 救援物資等の保管に関する こと。																			
<p>応-41</p>	<p>第3章 活動体制の確立 第5節 広域応援の要請等 5 広域的な応援体制</p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>第3章 活動体制の確立 第5節 広域応援の要請等 5 広域的な応援体制</p> <p>(1) 市及び県は、<u>災害時には</u>、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>																		
<p>応-42</p>	<p>第6節 消防広域応援の要請 1 災害状況の把握 (2) 災害状況の連絡 市長は、把握した災害状況をもとに、応援要請の可能性があると考えられる場合</p>	<p>第6節 消防広域応援の要請 1 災害状況の把握 (2) 災害状況の連絡 市長は、把握した災害状況を<u>基</u>に、応援要請の可能性があると考えられる場合</p>																		
<p>予-47</p>	<p>第8節 広域航空消防応援の派遣要請 3 広域航空消防応援の要請手続</p> <p>(1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告の<u>うえ</u>、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。 ア～ウ (略)</p>	<p>第8節 広域航空消防応援の派遣要請 3 広域航空消防応援の要請手続</p> <p>(1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告の<u>上</u>、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。 ア～ウ (略)</p>																		
<p>応-49</p>	<p>第9節 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>1 車両、航空機等による被害状況の把握</td></tr> <tr><td>2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助</td></tr> <tr><td>3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助</td></tr> <tr><td>4 堤防等の決壊に対する水防活動</td></tr> <tr><td>5 消防機関の消火活動への協力</td></tr> <tr><td>6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去</td></tr> <tr><td>7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援</td></tr> </table>	1 車両、航空機等による被害状況の把握	2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助	3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助	4 堤防等の決壊に対する水防活動	5 消防機関の消火活動への協力	6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去	7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援	<p>第9節 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>被害状況の把握</u> 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</p> <p>(2) <u>避難の援助</u> 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</p> <p>(3) <u>遭難者等の捜索救助</u> 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。</p>											
1 車両、航空機等による被害状況の把握																				
2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助																				
3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助																				
4 堤防等の決壊に対する水防活動																				
5 消防機関の消火活動への協力																				
6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去																				
7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病害虫防除等の支援																				

	<p>8 通信支援 9 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 10 被災者に対する炊き出し、給水の支援 11 救援物資の支給又は貸付けの支援 (防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令) 12 交通規制への支援 13 その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項</p>	<p>(4) 水防活動 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 (5) 消防活動 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。 (6) 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (7) 応急医療、救護及び防疫 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。 (8) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 (9) 炊飯及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (10) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。 (11) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 (12) その他 その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
<p>応-50</p>	<p>4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。 (1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項) 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。 (2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項) ア 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。 イ 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。 ウ～オ (略) (3) 応急公用負担等(基本法第65条) 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p>	<p>4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。 (1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項) 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。 (2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項) ア 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。 イ 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。 ウ～オ (略) (3) 応急公用負担等(基本法第65条) 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p>
<p>応-51</p>	<p>9 派遣部隊の受入 (3) 状況に応じて、自衛隊と協議の<u>うえ</u>(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。</p>	<p>9 派遣部隊の受入 (3) 状況に応じて、自衛隊と協議の<u>上</u>、(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。</p>
<p>応-53</p>	<p>第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動 第1節 応急措置 5 警戒区域の設定 (3) 市長は、市長の職権のもと災害応急措置を講ずる職員をあらかじめ指名し、これを警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。</p>	<p>第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動 第1節 応急措置 5 警戒区域の設定 (3) 市長は、市長の職権の<u>下</u>、災害応急措置を講ずる職員をあらかじめ指名し、これを警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。</p>

応一57	第2節 災害の拡大防止及び二次災害の防止 (新設)	第2節 災害の拡大防止及び二次災害の防止 7 空き家の二次災害対策 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。
応-59	第5章 救助・救急及び医療活動 第1節 救助・救急活動 (新設) 8 (略)	第5章 救助・救急及び医療活動 第1節 救助・救急活動 8 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 9 (略)
応-60	第2節 医療活動 災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。	第2節 医療活動 災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。
応-61	7 被災者のこころのケア対策 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。	7 被災者のこころのケア対策 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携の下、以下の活動を行う。
応-64	第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 2 交通規制等の実施 (1) 警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議のうえ(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。 (追加) なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。 (略)	第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 2 交通規制等の実施 (1) 警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議の上(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。 また、交通規制に当たっては、県警察及び道路管理者等と相互に密接な連絡を取るものとする。 なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。 (略)
応-67	第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示の <u>うえ</u> 、契約検査課にて調達を行う。 ア 輸送区間又は借上期間 イ 輸送量又は台数 ウ その他	第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示の <u>上</u> 、契約検査課にて調達を行う。 ア 輸送区間又は借上期間 イ 輸送量又は台数 ウ その他
応-68	2 緊急通行車両の確認 (3) 確認事務に係る関係機関の連携 知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した <u>うえで</u> 、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。	2 緊急通行車両の確認 (3) 確認事務に係る関係機関の連携 知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した <u>上</u> で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。
応-69	第7章 避難の受入活動 風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所 <u>で</u> 当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。 さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活回復への第一歩を用意する必要がある。	第7章 避難の受入活動 風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所 <u>等</u> で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。 さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活回復への第一歩を用意する必要がある。
応-69	第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の開設 (2) 指定避難所の開設に当たっては、公民館や一部の小学校の体育館等を一次避難所として開設する。開設された避難所へ受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所を二次避難所として段階的に開設する。また、必要に	第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の開設 (2) 指定避難所の開設に当たっては、公民館や一部の小学校の体育館等を一次避難所として開設する。開設された避難所へ受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の指定避難所を二次避難所として段階的に開設する。 また、災害の

	<p>応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。</p>	<p><u>規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p>
<p>応 - 69</p>	<p>(4) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、<u>旅館・ホテル</u>等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4) 市は、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、<u>ホテル・旅館</u>等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>(7) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p>
<p>応 - 71</p>	<p>10 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>被災地における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合にはホテルや旅館等を活用することを含め検討に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p>	<p>10 良好な生活環境の確保</p> <p>(1) 市は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p>
<p>応 - 71</p>	<p>11 要配慮者への配慮</p> <p>(2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。</p>	<p>11 要配慮者への配慮</p> <p>(2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や<u>社会福祉施設等</u>への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。</p>
<p>応 - 71</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>12 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>市は、<u>指定避難所</u>の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1～5 (略)</p> <p>6 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> </div> <p>13、14 (略)</p>	<p>12 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応</p> <p>(1) <u>市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>13 男女のニーズの違い等に対する配慮</p> <p>市は、<u>指定避難所等</u>の運営においては、次により、男女のニーズの違い、<u>女性や子供等に対する性暴力・DV</u>の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1～5 (略)</p> <p>6 安全を確保するために<u>男女ペアによる巡回警備</u>や防犯ブザーの配布等を実施する。</p> <p><u>7 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。</u></p> <p><u>8 トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。</u></p> <p><u>9 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>10 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> </div> <p>14、15 (略)</p>
<p>応 - 73</p>	<p>第2節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>1 応急仮設住宅の提供</p> <p>(4) 市又は県(住宅政策課)は、<u>応急仮設住宅の供給に併せて、既設の市営住宅の空き家を利用すると</u></p>	<p>第2節 応急仮設住宅等の提供</p> <p>1 応急仮設住宅の提供</p> <p>(4) 市又は県(<u>建築課</u>、住宅政策課)は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保す</u></p>

	<p>ともに、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の<u>うえ</u>、決定する。</p> <p>入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。</p>	<p>ることを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>4 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の<u>上</u>、決定する。</p> <p>入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。</p>
応-74	<p>第3節 広域一時滞在</p> <p>1 県内の他市町村への広域的な避難等</p> <p>(6) 市は、協議先市町村と協議の<u>うえ</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。</p>	<p>第3節 広域一時滞在</p> <p>1 県内の他市町村への広域的な避難等</p> <p>(6) 市は、協議先市町村と協議の<u>上</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。</p>
応-74	<p>2 他都道府県の市町村への広域的な避難等</p> <p>(1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他都道府県内の市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該の都道府県との協議を求める<u>ものとする。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、県外の協議先市町村と協議の<u>うえ</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。</p>	<p>2 他都道府県の市町村への広域的な避難等</p> <p>(1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他都道府県内の市町村への広域的な避難並びに避難先市町村からの指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県(危機管理課)に対し当該の都道府県との協議を求める<u>ことができる。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 市は、県外の協議先市町村と協議の<u>上</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。</p>
応-75	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ</p> <p>3 避難所開設の依頼</p> <p>市は、県(危機管理課)と調整の<u>うえ</u>、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、風水害・雪害対策編第2部第7章第1節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。</p>	<p>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ</p> <p>3 避難所開設の依頼</p> <p>市は、県(危機管理課)と調整の<u>上</u>、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、風水害・雪害対策編第2部第7章第1節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。</p>
応-76	<p>8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて</p> <p>市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の市内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した<u>うえで</u>、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。</p>	<p>8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて</p> <p>市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の市内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した<u>上</u>で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。</p>
応-77	<p>第5節 帰宅困難者の支援</p> <p>4 事業所等の取組</p> <p>(1) 従業員の待機</p> <p>事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認の<u>うえ</u>、必要に応じて従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。</p>	<p>第5節 帰宅困難者の支援</p> <p>4 事業所等の取組</p> <p>(1) 従業員の待機</p> <p>事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認の<u>上</u>、必要に応じて従業員等を一定期間とどめるよう努めるものとする。</p>
応-78	<p>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>1 需要量の把握及び配給計画の樹立</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>1 需要量の把握及び配給計画の樹立</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。</u></p>
応-83	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</p> <p>第2節 防疫活動</p> <p>1 市の防疫活</p> <p>_____県(保健予防課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p>	<p>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</p> <p>第2節 防疫活動</p> <p>1 市の防疫活動</p> <p><u>市は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、</u>県(感染症・がん疾病対策課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p>
応-85	<p>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>4 遺体の安置</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の<u>うえ</u>、「氏名札」を棺に添付する。</p>	<p>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置</p> <p>4 遺体の安置</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の<u>上</u>、「氏名札」を棺に添付する。</p>

応-86	6 遺体の引渡し 市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の <u>う</u> え、遺体を引き渡すものとする。	6 遺体の引渡し 市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の <u>上</u> 、遺体を引き渡すものとする。
応-88	第10章 被災者等への的確な情報伝達活動 第1節 広報・広聴活動 1 広報活動 (8) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、その他の防災関係機関と緊密な連絡の <u>もと</u> に広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広く広報を実施する。	第10章 被災者等への的確な情報伝達活動 第1節 広報・広聴活動 1 広報活動 (8) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、その他の防災関係機関と緊密な連絡の <u>下</u> に広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広く広報を実施する。
応-90	第12章 施設、設備の応急復旧活動 第1節 施設、設備の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。	第12章 施設、設備の応急復旧活動 第1節 施設、設備の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び <u>アスベスト</u> の飛散が懸念される場合は、市、県、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び <u>アスベスト</u> の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
応-92	第3節 電力施設の応急復旧 5 送電再開時の安全確認 電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した <u>う</u> えで送電を行うものとする。	第3節 電力施設の応急復旧 5 送電再開時の安全確認 電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した <u>上</u> で送電を行うものとする。
応-93	第4節 ガス施設の応急復旧 5 供給再開時の安全確認 都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した <u>う</u> えで供給を行うものとする	第4節 ガス施設の応急復旧 5 供給再開時の安全確認 都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した <u>上</u> で供給を行うものとする
応-97	第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 2 受入窓口の開設 市は、市社会福祉協議会と相互に連絡調整の <u>う</u> え、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営 (略) (新設)	第13章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 2 受入窓口の開設 市は、市社会福祉協議会と相互に連絡調整の <u>上</u> 、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。具体的な取組事項は次に示すものとする。 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営 (略) <u>県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u>
応-99	第2節 義援物資・義援金の受入れ (1) (略) (2) 受入機関の決定 市及び県(健康福祉課)は、相互に調整の <u>う</u> え、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。 (3)～(4) (略) (5) 受入物資の配分 市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議の <u>う</u> え、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。 なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。 (6) ～ (7) (略)	第2節 義援物資・義援金の受入れ (1) (略) (2) 受入機関の決定 市及び県(健康福祉課)は、相互に調整の <u>上</u> 、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。 (3)～(4) (略) (5) 受入物資の配分 市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議の <u>上</u> 、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。 なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。 (6) ～ (7) (略)
応-101	第14章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 1 要配慮者対策 (2) 避難 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の <u>う</u> え、 <u>避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)</u> 等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行	第14章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 1 要配慮者対策 (2) 避難 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の <u>上</u> 、 <u>個別避難計画</u> 等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行

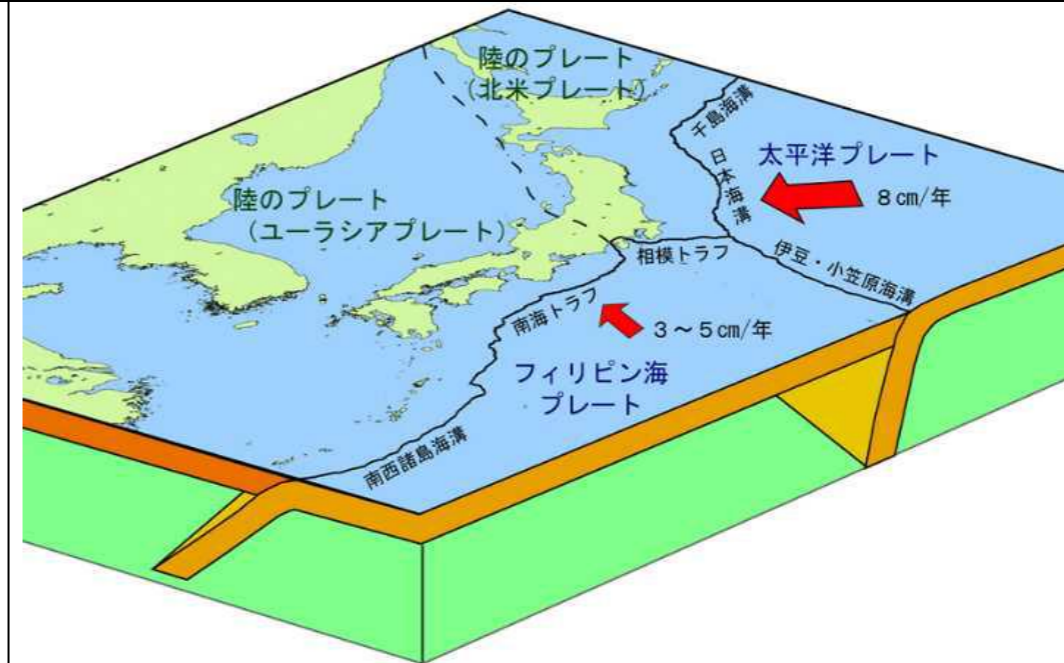
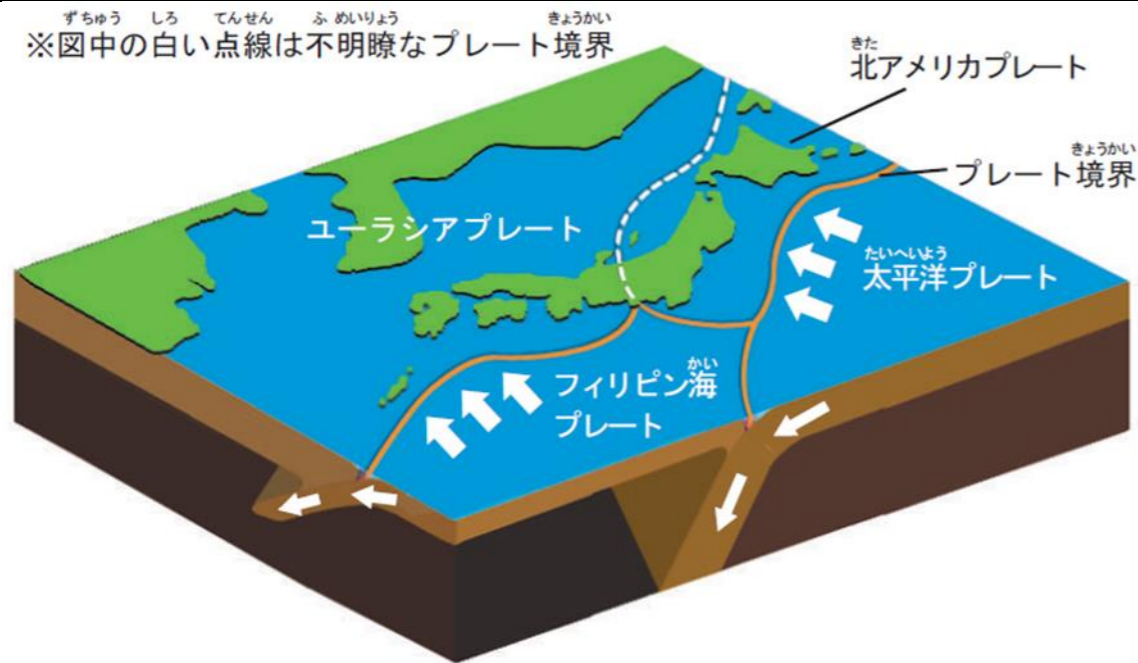
	<p>動要支援者名簿_____を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。</p>	<p>動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関及び警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。</p>
応-101	<p>(3) 安否の確認 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿_____を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居宅に取り残された要配慮者の安否確認については、民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。</p>	<p>(3) 安否の確認 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居宅に取り残された要配慮者の安否確認については、民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。</p>
応-102	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (3) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の<u>うえ</u>、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。 (4) 他施設への緊急入所等 エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結施設の管理者は、_____群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。</p>	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (3) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の<u>上</u>、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。 (4) 他施設への緊急入所等 エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。</p>
応-105	<p>第2節 学校の災害応急対策 2 児童・生徒の安全確保 (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の<u>うえ</u>、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。 4 学校施設の応急復旧 (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡の<u>うえ</u>措置するものとする。</p>	<p>第2節 学校の災害応急対策 2 児童・生徒の安全確保 (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の<u>上</u>、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。 4 学校施設の応急復旧 (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡の<u>上</u>措置するものとする。</p>
応-109	<p>第15章 その他の災害応急対策 第4節 文化財施設の災害応急対策 産業経済部、教育部、文化財の_____管理者、県(地域創生部) 1 気象状況の把握 文化財の_____管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。 2 文化財収蔵施設の安全性の点検 災害危険区域における文化財の_____管理者は、_____文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。 3 _____観覧者_____の安全確保 災害危険区域における文化財の_____管理者は、次により_____観覧者の安全を確保するものとする。 (1) 施設内に観覧者がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。 (2) (略) 4 文化財の安全確保 文化財の_____管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。 5 災害情報の連絡 文化財の管理者は、_____観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。 6 応急修復 (1) 文化財の_____管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。 (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。</p>	<p>第15章 その他の災害応急対策 第4節 文化財の災害応急対策 産業経済部、教育部、文化財の所有者・管理者、県(地域創生部) 1 気象状況の把握 文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。 2 文化財の安全性の点検 災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財の安全性を点検するものとする。 3 利用者・観覧者等の安全確保 災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。 (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいるときに被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。 (2) (略) 4 文化財の安全確保 文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土のう等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。 5 災害情報の連絡 文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて文化財担当部局に連絡するものとする。 6 応急修復 (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。 (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。</p>

応-110	<p>第5節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) (新設)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) <u>(5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p>
応-110	<p>3 救助の種類 (略) (新設)</p>	<p>3 救助の種類 (略) <u>なお、2(5)による救助の種類は、表内1のうち避難所の設置である。</u></p>
応-112	<p>第6節 動物愛護 1 動物愛護の実施 (1) 実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、<u>食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」</u>を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。</p>	<p>第6節 動物愛護 1 動物愛護の実施 (1) 実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」<u>(事務局：県食品・生活衛生課)</u>を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。</p>
復-2	<p>第3部 災害復旧・復興 第2節 原状復旧 1 被災施設の復旧等 (新設) (新設)</p>	<p>第3部 災害復旧・復興 第2節 原状復旧 1 被災施設の復旧等 <u>(4) 市は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</u> <u>(5) 災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものについては、県知事又は市長からの要請により、国は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことができる。</u></p>
復-2	<p>2 災害廃棄物の処理 (3) 環境への配慮 (略) なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省平成29年9月)によるものとする。</p>	<p>2 災害廃棄物の処理 (3) 環境への配慮 (略) なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省平成29年9月)<u>及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)</u>によるものとする。</p>
復-3	<p>第3節 計画的復興の推進 2 防災まちづくり (1) 防災まちづくりの実施 ア (略) イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p>	<p>第3節 計画的復興の推進 2 防災まちづくり (1) 防災まちづくりの実施 ア (略) イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の<u>元</u>に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p>
復-4	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 1 り災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書の<u>もと</u>になる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。 (2)、(3) (略) 2 被災者台帳の作成 (略) (新設)</p>	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 1 り災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書の<u>基</u>になる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。 (2)、(3) (略) 2 被災者台帳の作成 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制</u></p>

		<u>度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>
復 - 6	<p>11 市民生活相談等の実施</p> <p>(2) 在住外国人に対する生活相談の実施</p> <p>市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮の<u>うえ</u>、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。</p>	<p>11 市民生活相談等の実施</p> <p>(2) 在住外国人に対する生活相談の実施</p> <p>市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮の<u>上</u>、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。</p>
鉄 - 4	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 鉄道事業者における緊急自動車の整備</p> <p>鉄道事業者は、公安委員会及びその他関係機関の協力の<u>もと</u>に、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 鉄道事業者における緊急自動車の整備</p> <p>鉄道事業者は、公安委員会及びその他関係機関の協力の<u>下</u>に、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。</p>
危 - 8	<p>第17節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>事業者、消防機関、市、県(環境保全課)及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の<u>うえ</u>、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。</p>	<p>第17節 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>事業者、消防機関、市、県(環境保全課)及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の<u>上</u>、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。</p>
原 - 4	<p>第3節 市民等への情報伝達・相談活動</p> <p>1 市民等への情報伝達活動</p> <p>(3) 市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する<u>うえ</u>で参考となる情報等を併せて提供する。</p>	<p>第3節 市民等への情報伝達・相談活動</p> <p>1 市民等への情報伝達活動</p> <p>(3) 市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する<u>上</u>で参考となる情報等を併せて提供する。</p>
大火-1	<p>第1節 火災に強いまちづくり</p> <p>1 火災に強いまちの形成</p> <p>(4) 火薬類、高圧ガス施設等については、県及び関係機関と緊密な連絡の<u>もと</u>に防災の万全を期する。</p>	<p>第1節 火災に強いまちづくり</p> <p>1 火災に強いまちの形成</p> <p>(4) 火薬類、高圧ガス施設等については、県及び関係機関と緊密な連絡の<u>下</u>に防災の万全を期する。</p>
林火-5	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 市・消防本部における災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 林野火災時に緊急消防援助隊及びその他の消火に協力する者が、統一的な指揮の<u>もと</u>に消火活動ができる体制を擁立するため、火災の状況に応じ消防本部内に指揮本部を設置する。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害情報の収集・連絡</p> <p>1 市・消防本部における災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 林野火災時に緊急消防援助隊及びその他の消火に協力する者が、統一的な指揮の<u>下</u>に消火活動ができる体制を擁立するため、火災の状況に応じ消防本部内に指揮本部を設置する。</p>

<p>総 - 7</p>	<p>総則 第4節 本県の地震環境 地震防災対策を講じる<u>うえ</u>で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本県の地震環境を以下に記す。</p> <p>1 過去の被害地震</p> <table border="1" data-bbox="359 373 1528 550"> <tr> <td data-bbox="359 373 522 550">2018. 6. 17 (平成 30)</td> <td data-bbox="522 373 839 550">群馬県南部の地震 (群馬県南部)</td> <td data-bbox="839 373 914 550">4. 6</td> <td data-bbox="914 373 1196 550">5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、<u>伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町</u></td> <td data-bbox="1196 373 1528 550">住家一部破損 4 棟</td> </tr> </table>	2018. 6. 17 (平成 30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 <u>伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町</u>	住家一部破損 4 棟	<p>総則 第4節 本県の地震環境 地震防災対策を講じる<u>上</u>で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本県の地震環境を以下に記す。</p> <p>1 過去の被害地震</p> <table border="1" data-bbox="1593 373 2763 932"> <tr> <td data-bbox="1593 373 1757 932">2018. 6. 17 (平成 30)</td> <td data-bbox="1757 373 2074 932">群馬県南部の地震 (群馬県南部)</td> <td data-bbox="2074 373 2148 932">4. 6</td> <td data-bbox="2148 373 2430 932">5弱：渋川市 4：<u>沼田市西倉内町・東吾妻町本宿・前橋市昭和町・前橋市堀越町・前橋市粕川町・前橋市富士見町・桐生市黒保根町、桐生市新里町、伊勢崎市西久保町・渋川市石原・渋川市北橋町・渋川市吹屋・吉岡町下野田</u></td> <td data-bbox="2430 373 2763 932">住家一部破損 4 棟</td> </tr> </table>	2018. 6. 17 (平成 30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4： <u>沼田市西倉内町・東吾妻町本宿・前橋市昭和町・前橋市堀越町・前橋市粕川町・前橋市富士見町・桐生市黒保根町、桐生市新里町、伊勢崎市西久保町・渋川市石原・渋川市北橋町・渋川市吹屋・吉岡町下野田</u>	住家一部破損 4 棟
2018. 6. 17 (平成 30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 <u>伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町</u>	住家一部破損 4 棟								
2018. 6. 17 (平成 30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5弱：渋川市 4： <u>沼田市西倉内町・東吾妻町本宿・前橋市昭和町・前橋市堀越町・前橋市粕川町・前橋市富士見町・桐生市黒保根町、桐生市新里町、伊勢崎市西久保町・渋川市石原・渋川市北橋町・渋川市吹屋・吉岡町下野田</u>	住家一部破損 4 棟								
<p>総 - 8</p>	<p>2 地震活動の状況 群馬県は、南部に深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。片品川左岸断層が分布する地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域(栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけて)には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。</p>	<p>2 地震活動の状況 群馬県は、南部に深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、<u>東部に大久保断層、太田断層</u>、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。<u>栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域</u>では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。</p>										
<p>総 - 9</p>	<p>4 プレート運動と本県の地震との関係 日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(ユーラシアプレートと北アメリカプレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。 本県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100~200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から150~200kmの地点に位置しており、本県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、更にその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。また、本県直下のフィリピン海プレート上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100~140kmとされている。プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東地震(1923年、M7. 9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6. 7)が典型例である。 本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120~160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。</p>	<p>4 プレート運動と本県の地震との関係 日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(ユーラシアプレートと北<u>米</u>プレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。 本県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100~200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から<u>250~350km</u>の地点に位置しており、本県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、更にその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。また、本県直下のフィリピン海プレート上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100~140kmとされている。プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東地震(1923年、M7. 9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6. 7)が典型例である。 本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120~160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。</p>										

総 - 10



総 - 11

5 本県及びその周辺に分布する活断層
 本県及びその周辺の活断層分布については、総-12ページ以降の図及び表のとおり。
 本県内の活断層分布を広域的に把握したのものとして、「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)、「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)が挙げられる。
 これらによると、県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約4kmの短い活断層が、県北東部の片品川流域に長さ7~9km程度の片品川左岸断層が、それぞれ分布する。
 一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が分布する。深谷断層の南西側には、同断層と平行する全長約23kmの平井-榑挽(くしびき)断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。平井-榑挽断層帯のうち、神川断層、平井断層(の一部)が県内に分布している。
 文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-榑挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらを合わせた全長約82kmの断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯について、過去の活動、将来の活動(発生確率)などの長期評価を行っている。また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)を合わせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。また、その後に行われた調査及び研究成果により、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関する新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯を深谷断層帯・綾瀬川断層に二分し、それぞれ評価を行った。
 深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層(磯部断層、平井断層、神川断層、榑挽断層、江南断層)を合わせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。
 「新編日本の活断層(1991)」や「活断層詳細デジタルマップ(2002)」で示されていない県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられる。大久保断層は、松田ほか(1977)が報告し、その後、熊原・近藤(2008)が地形学的な検討により、長さ約9kmの活断層であることが確認された。また、太田断層は、空中写真判読及びトレンチ調査(熊原・近藤, 2009)により、長さ約18kmの活断層が認定されている。群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。
 1995年の兵庫県南部地震後に、「新編日本の活断層」で確実に活断層である(確実度I)とされた主要断層の調査が全国で行われ、その調査結果に基づいて地震調査研究推進本部により現在110の主要活断層についての長期評価が行われている。この主要活断層として、群馬県及びその周辺では、「深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)」、「長野盆地西縁断層帯」及び「六日町断層帯」が該当し、それぞれの長期評価が発表されている。

5 本県及びその周辺に分布する活断層
 文部科学省の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要断層帯として現在114の活断層を選定し、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。このうち、本県においては、深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)、片品川左岸断層、大久保断層及び太田断層の4つが選定されている。
 深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層(磯部断層、平井断層、神川断層、榑挽断層、江南断層)をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約18kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。
 また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。
 本県及びその周辺の活断層分布については、総-12ページ以降の図及び表のとおり。

本県に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ^{※1}	平均変位速度 ^{※2}	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約 69km	20-25km	7.9	0.2-0.5m/千年	5 m 程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
片品川左岸断層	約 7 km ¹⁾ (約 9 km ²⁾)	不明	不明	0.2m/千年 ¹⁾	不明	全域	1)新編日本の活断層(1991) 2)活断層詳細デジタルマップ(2002)
太田断層	約 18km	不明	不明	不明	不明	全域	熊原・近藤(2009)
大久保断層	約 7 km	不明	不明	不明	不明	全域	松田ほか(1977) 熊原・近藤(2008)
姥ヶ原断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

※1 地震規模(M)：断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度：1,000年当たりの断層のズレの長さ

本県に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ^{※1}	平均変位速度 ^{※2}	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約 69km	20-25km	7.9 程度	0.2-0.5m/千年 程度	5 m 程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
片品川左岸断層	約 13km	不明	6.7 程度	0.2m/千年程度 (上下)	1m 程度 (全体)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
太田断層	約 18km	不明	6.9 程度	不明	2km 程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
大久保断層	約 9km	不明	7.0 程度	0.4/千年程度 (上下)	2km 程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
姥ヶ原断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

※1 地震規模(M)：断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度：1,000年当たりの断層のズレの長さ

<p>総 - 15</p>	<p>第5節 被害の想定 (略)</p> <p>本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。 以下にその概要を示す。</p> <p>1 想定した地震</p> <p>この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層(帯)とした。</p> <p>現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010)。以上により、断層の不確かさを考慮した<u>うえで</u>、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。</p>	<p>第5節 被害の想定 (略)</p> <p>本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件の<u>下</u>で、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。 以下にその概要を示す。</p> <p>1 想定した地震</p> <p>この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層(帯)とした。</p> <p>現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている(地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010)。以上により、断層の不確かさを考慮した<u>上</u>で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。</p>
<p>総 - 16</p>	<p>2 被害の想定</p> <p>3つの想定地震による被害予測結果は、次のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータをもとに揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。</p>	<p>2 被害の想定</p> <p>3つの想定地震による被害予測結果は、次のとおりである。この被害予測は、最新の知見を<u>下</u>に、可能な範囲で収集したデータを<u>基</u>に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。</p>
<p>予 - 5</p>	<p>第1部 災害予防 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 建築物の安全課 1 (略) 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保 (1) (略)</p> <p>なお、市及び県は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を<u>もと</u>にした、耐震性に関するリストの作成及び公表に努めるものとする。 (2)、(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第1部 災害予防 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 建築物の安全化 1 (略) 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保 (1) (略)</p> <p>なお、市及び県は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を<u>基</u>にした、耐震性に関するリストの作成及び公表に努めるものとする。 (2)、(3) (略)</p> <p>3 空き家等の把握 <u>市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>4～8 (略)</p>
<p>予 - 6</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の機能の確保 総務部、市民生活部、水道局、県、 ライフライン事業者(電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス)、<u>廃棄物処理事業者、公共機関</u> 1 ライフライン施設等の機能確保 (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県は、次によりライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の機能の確保を図るものとする。</p>	<p>第4節 ライフライン施設の機能確保 総務部、市民生活部、水道局、県、 ライフライン事業者(電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス)、<u>廃棄物処理</u>公共機関 1 ライフライン施設の機能確保 (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、<u>県、ライフライン事業者</u>は、次によりライフライン施設の機能の確保を図るものとする。</p>
<p>予 - 8</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。 災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。 <u>(新設)</u></p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、避難指示のほか、<u>一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難</u></p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、市、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。 災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。 <u>特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、市民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等で取り組むものとする。</u> <u>また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める</u><u>とともに、高齢者等以外の者に対して、</u></p>

	<p>行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。</p> <p>以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。</p>	<p><u>必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u>高齢者等避難を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。</p> <p>以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。</p>																																										
予 - 8	<p>第1節 緊急地震速報と地震情報</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>※緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p>	<p>第1節 緊急地震速報と地震情報</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>緊急地震速報(警報)は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する。<u>緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報(地震動特別警報)</u>に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>※緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所</u>では強い揺れの到達に<u>原理的に</u>間に合わない<u>場合がある</u>。</p>																																										
予 - 9	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="341 1014 1525 1570"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	(略)	(略)	(略)	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	<p>2 地震情報の種類とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1578 1014 2763 1709"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの<u>検知</u>時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを<u>基</u>に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>長周期地震動に関する観測情報</u></td> <td></td> <td><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。	(略)	(略)	(略)	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを <u>基</u> に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	(略)	(略)	(略)	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>		<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u>	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
地震情報の種類	発表基準	内容																																										
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>																																										
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																										
地震情報の種類	発表基準	内容																																										
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを <u>基</u> に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。																																										
(略)	(略)	(略)																																										
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>		<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u>																																										
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表																																										
予 - 11	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 多様な情報の収集体制の整備</p> <p>市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 多様な情報の収集体制の整備</p> <p><u>(1)</u>市は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、インターネット、無人航空機等による情報収集体制を整備する。</p> <p><u>(2) 市、県(危機管理課)及びその他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク:Shared Information Platform for Disaster Management))に集</u></p>																																										

		<u>約できるよう努めるものとする。</u>
予-13	<p>第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。</p>	<p>第4節 職員の応急活動体制の整備 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。<u>なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> <u>また、応急対策全般への対応力を高めるため、国及び県の研修機関等並びに市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。</u></p>
予-14	<p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備 1 市における受援・応援体制の整備 (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認_____や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。_____</p>	<p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備 1 市における受援・応援体制の整備 (3) 市は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認、<u>会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮</u>や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>
予-15	<p>7 円滑な救助の実施体制の構築 市及び県は、<u>災害発生時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>	<p>7 円滑な救助の実施体制の構築 市及び県は、<u>災害時</u>の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p>
予-17	<p>第6節 防災中枢機能等の確保 6 公的機関等の業務継続性の確保 (1) 市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。 (略)</p>	<p>第6節 防災中枢機能等の確保 6 公的機関等の業務継続性の確保 (1) 市及び県(危機管理課)等の防災関係機関は、<u>災害時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。この計画の策定に当たっては、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保するとともに、早期の復旧を実現するため、部局ごとに優先業務を洗い出し整理するものとする。 (略)</p>
予-17	<p>7 男女共同参画の視点に考慮した防災体制の整備 市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 (略)</p>	<p>7 男女共同参画の視点に考慮した防災体制の整備 市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、<u>桐生市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 (略)</p>
予-22	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備 3 緊急輸送道路ネットワークの形成 (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の<u>うえ</u>、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上が図られている。なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備 3 緊急輸送道路ネットワークの形成 (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察及び道路管理者等と協議の<u>上</u>、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上が図られている。なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。</p>
予-24	<p>第10節 避難の受入体制の整備 1 避難誘導計画 (3) 避難指示等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>第10節 避難の受入体制の整備 1 避難誘導計画 (3) 避難指示等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)</u>を基本とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>緊急安全確保</u>」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>
予-24	<p>(6) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>	<p>(6) 市及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p>

	(7) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。	(7) 市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、 <u>災害時</u> における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
予-25	<p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等^{_____}等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た<u>うえ</u>で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等</u>を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た<u>上</u>で、<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な</u>指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、</u>避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p>
予-25	<p>(2) 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。<u>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるための必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u>また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮</p> <p>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の<u>うえ</u>、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の指定基準</p> <p>指定避難所について、市は、<u>避難者</u>を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに<u>避難者</u>等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮</p> <p>市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の<u>上</u>、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>
予-25	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p><u>(移設)</u></p>	<p>(4) 指定避難所における生活環境の確保</p> <p>ア 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(移設)</u></p> <p>イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、<u>避難者</u>が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所に指定した施設における備蓄のためのスペース整備等を進めるとともに、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p><u>オ 市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p>
予-25	<p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>(5) 物資の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベッド、パーティション</u>、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。</u></p>
予-25	(7) 運営管理に必要な知識の普及 (略)	(7) 運営管理に必要な知識の普及 (略)

	(新設)	特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
予-25	(8) 福祉避難所 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (新設) (新設) (新設)	(8) 福祉避難所 ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 ウ 市は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 エ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
予-27	(新設)	6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応 市は、県・保健所設置市の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
予-29	第12節 広報・広聴体制の整備 1 広報体制の整備 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。	第12節 広報・広聴体制の整備 1 広報体制の整備 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、 大規模停電時 も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。
予-33	第15節 防災訓練の実施 市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	第15節 防災訓練の実施 市、県及びその他の防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体との連携や、 地域の災害リスクに基づいた 訓練を実施するものとする。
予-34	1~7 (略) (新設) 8 実践的な訓練の実施と事後評価 (1) 市、県及びその他の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 (2) (略)	1~7 (略) 8 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 9 実践的な訓練の実施と事後評価 (1) 市、県及びその他の防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。 (2) (略)
予-35	第3章 市民等の防災活動の促進 (略) (新設) また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要となることや、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。 (略)	第3章 市民等の防災活動の促進 (略) また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。 さらに、災害時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要となることや、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。 (略)
予-37	第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (3) 家庭防災会議の開催 エ 避難場所、指定避難所及び避難路の確認	第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (3) 家庭防災会議の開催 エ 指定緊急 避難場所、 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先 及び避難路の確認

予-37	(4) 非常持ち出し品の準備 ア～キ (略) (新設)	(4) 非常持ち出し品の準備 ア～キ (略) ク 感染症対策用品 (マスク、消毒液、体温計等)
予-38	(新設)	(7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 (8) 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
予-38	2 学校教育による防災知識の普及 市は、学校教育を通じて_____地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 また、防災教育を行うに当たって、防災を教えるだけでなく、防災を通じた実践教育を行うことのできる「防災が得意な教員」の育成に努めるものとする。	2 学校教育による防災知識の普及 市は、学校教育を通じて、 <u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた</u> 地震に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童及び生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 また、防災教育を行うに当たって、防災を教えるだけでなく、防災を通じた実践教育を行うことのできる「防災が得意な教員」の育成に努めるものとする。
予-38	3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、_____防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。	3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、 <u>専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</u> また、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。
予-39	(新設)	9 過去の災害教訓の伝承 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
予-40	第3節 市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略) (新設)	第3節 市民の防災活動の環境整備 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (略) なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
予-40	(4) 行政・NPO法人・ボランティア等の三者連携 市は、_____行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修_____制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について_____意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	(4) 行政・NPO法人・ボランティア等の三者連携 市は、 <u>災害ボランティアの活動環境として</u> 、行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修 <u>や訓練</u> の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について <u>整備を推進するとともに、そのための</u> 意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
予-41	4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (新設)	4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (3) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
予-42	第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿_____の作成及び更新 市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。 また、 <u>避難行動要支援者名簿_____</u> については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿__の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (新設)	第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 1 避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> の作成 <u>並びに更新</u> 市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>また、市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努めるものとする。</u>

		<u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとすよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>				
予-43	2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備 (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 (2) 市は福祉関係者等と連携して、在宅の避難行動要支援者が災害発生のおそれがあるときや災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。 また、市、県及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。 (新設) (新設)	2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (1) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、 福祉専門職 、社会福祉協議会及び自主防災組織 など避難支援等に携わる関係者等 に対し、避難行動要支援者本人の同意、 または 、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 (2) <u>(削除)</u> 市は、 <u>市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、桐生市避難行動要支援者制度実施要領に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u> また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。				
予-44	3 避難体制の強化 市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、_____地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。	3 避難体制の強化 市は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、「桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、 「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるような特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど 、以下の地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。				
予-44	(3) 指定緊急避難場所から_____指定避難所への移送 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から_____指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。	(3) 指定緊急避難場所から 福祉避難所又は 指定避難所への移送 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から 福祉避難所又は 指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。				
予-44	(6) 福祉避難所の設置・運営訓練 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所__指定__施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。	(6) 福祉避難所の設置・運営訓練 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の 指定を受けている 施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。				
予-45	6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、_____児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、_____児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、 幼保連携型認定こども園 、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
施設の種類						
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、_____児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター						
施設の種類						
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、 幼保連携型認定こども園 、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター						
予-47	第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策 1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針 園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議のうえ決定することなどの取決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。	第2節 園児・児童・生徒の帰宅対策 1 災害時における園児・児童・生徒の帰宅方針 園児については、保護者による迎えがあるまで施設で待機させること、また、児童・生徒については、原則学校長の判断とし、事前に放課後児童クラブや保護者と協議の 上 、決定することなどの取決めを明確化する。また、家庭内での災害時の連絡方法などの話し合い(家庭防災会議)を行うよう推進を図るものとする。				
予-55	第2部 災害応急対策 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する <u>うえで</u> 不可欠である。	第2部 災害応急対策 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する 上 で不可欠である。				

	このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。	このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。																				
応 - 3	第1節 地震情報の収集・連絡 1 震度情報の収集及び連絡 (2) <u>防災情報提供システム等による地震情報の伝達</u> 前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「 <u>防災情報提供システム(専用線)</u> 」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。 <u>さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム(インターネット)」により県(危機管理課)その他の機関に伝達する。</u>	第1節 地震情報の収集・連絡 1 震度情報の収集及び連絡 (2) <u>気象庁ネットワークによる地震情報の伝達</u> 前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の <u>オンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」</u> により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。																				
応 - 7	第2節 災害情報の収集・連絡 3 消防本部における災害情報の連絡 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)</td> <td>電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>「宿直室」(上記時間外)</td> <td>電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>桐生市共創企画部防災・危機管理課</td> <td>電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001</td> </tr> </table>	消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033	「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036	桐生市共創企画部防災・危機管理課	電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001	第2節 災害情報の収集・連絡 3 消防本部における災害情報の連絡 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)</td> <td>電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td>「宿直室」(上記時間外)</td> <td>電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036</td> </tr> <tr> <td>桐生市共創企画部防災・危機管理課</td> <td>電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001</td> </tr> </table>	消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253- 7527 、FAX 03-5253-7537	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033	「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553	地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036	桐生市共創企画部防災・危機管理課	電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001
消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033																					
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036																					
桐生市共創企画部防災・危機管理課	電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001																					
消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253- 7527 、FAX 03-5253-7537																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033																					
「宿直室」(上記時間外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553																					
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036																					
桐生市共創企画部防災・危機管理課	電話 0277-46-1111、FAX 0277-43-1001																					
応 - 10	第2章 活動体制の確立 第1節 地震発生初期の対応 2 勤務時間外の初動体制 (1) 市内において、震度4の地震が発生した場合には、共創企画部防災・危機管理課職員、秘書室、総務課、魅力発信課、教育委員会総務課、都市整備部内各課、水道局内各課の課長(所長)及び係長、新里・黒保根支所内の各課(所)長、係長及び関係職員は、直ちに自主登庁する。消防職員については、管理職及び警防課職員が、それぞれの担当所属へ自主登庁する。その他の職員は、自宅で待機する。	第2章 活動体制の確立 第1節 地震発生初期の対応 2 勤務時間外の初動体制 (1) 市内において、震度4の地震が発生した場合には、共創企画部防災・危機管理課職員は <u>直ちに自主登庁する。また、秘書室、共創企画部(防災・危機管理課を除く。)、総務部、都市整備部、地域振興整備局、水道局、教育部の関係職員は、各部局の判断により必要に応じて自主登庁する。</u> 消防職員については、管理職及び警防課職員が、それぞれの担当所属へ自主登庁する。その他の職員は、自宅で待機する。																				
応 - 17	産業経済対策部の事務分掌について 風水害・雪害対策編 応-31 の変更と同様とする。	産業経済対策部の事務分掌について 風水害・雪害対策編 応-31 の変更と同様とする。																				
応 - 26	第6節 広域応援の要請等 5 広域的な応援体制 (1) 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	第6節 広域応援の要請等 5 広域的な応援体制 (1) 市及び県は、 <u>災害時</u> は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (2) 市及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>																				
応 - 27	第7節 消防広域応援の要請 1 災害状況の把握 (2) 災害状況の連絡 市長は、把握した災害状況を <u>もと</u> に、応援要請の可能性があると考えられる場合	第7節 消防広域応援の要請 1 災害状況の把握 (2) 災害状況の連絡 市長は、把握した災害状況を <u>基</u> に、応援要請の可能性があると考えられる場合																				
応 - 32	第9節 広域航空消防応援の派遣要請 3 広域航空消防応援の要請手続 (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告の <u>う</u> え、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。	第9節 広域航空消防応援の派遣要請 3 広域航空消防応援の要請手続 (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、災害の規模等を勘案し、別表に示す要請先市町村を決定し、その旨を直ちに市長に報告の <u>上</u> 、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする(資料編20(1)広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート参照)。																				
応 - 34	第10節 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1 車両、航空機等による被害状況の把握</td></tr> <tr><td>2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助</td></tr> <tr><td>3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助</td></tr> <tr><td>4 堤防等の決壊に対する水防活動</td></tr> <tr><td>5 消防機関の消火活動への協力</td></tr> <tr><td>6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去</td></tr> </table>	1 車両、航空機等による被害状況の把握	2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助	3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助	4 堤防等の決壊に対する水防活動	5 消防機関の消火活動への協力	6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去	第9節 自衛隊への災害派遣要請 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。 <p>(1) <u>被害状況の把握</u> <u>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>避難の援助</u> <u>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></p>														
1 車両、航空機等による被害状況の把握																						
2 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助																						
3 行方不明者、負傷者等の捜索、救助																						
4 堤防等の決壊に対する水防活動																						
5 消防機関の消火活動への協力																						
6 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去																						

	<p>7 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援</p> <p>8 通信支援</p> <p>9 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</p> <p>10 被災者に対する炊き出し、給水の支援</p> <p>11 救援物資の支給又は貸付けの支援 (防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令)</p> <p>12 交通規制への支援</p> <p>13 その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項</p>	<p>(3) <u>遭難者等の搜索救助</u> 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</p> <p>(4) <u>水防活動</u> 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</p> <p>(5) <u>消防活動</u> 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。</p> <p>(6) <u>道路又は水路の啓開</u> 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。</p> <p>(7) <u>応急医療、救護及び防疫</u> 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、市及び県の提供するものを使用するものとする。</p> <p>(8) <u>人員及び物資の緊急輸送</u> 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</p> <p>(9) <u>炊飯及び給水</u> 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</p> <p>(10) <u>物資の無償貸付又は譲与</u> 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</p> <p>(11) <u>危険物の保安及び除去</u> 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>(12) <u>その他</u> その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p>
<p>応-35</p>	<p>4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。</p> <p>(1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項) 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項) ア 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。 イ 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。 ウ～オ (略)</p> <p>(3) 応急公用負担等(基本法第65条) 災害が発生し、又は<u>正に</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p>	<p>4 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、基本法に基づき以下の権限を行使することができる。</p> <p>(1) 警戒区域の設定(基本法第63条第3項) 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(2) 応急公用負担等(基本法第64条第8項、第9項、第10項) ア 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。 イ 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。 ウ～オ (略)</p> <p>(3) 応急公用負担等(基本法第65条) 災害が発生し、又は<u>まさに</u>発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市長、市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 この措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</p>
<p>応-37</p>	<p>9 派遣部隊の受入 (3) 状況に応じて、自衛隊と協議の<u>う</u>え(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。</p>	<p>9 派遣部隊の受入 (3) 状況に応じて、自衛隊と協議の<u>上</u>(1)及び(2)以外の適地をそれぞれ選定する。</p>
<p>応-39</p>	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動 第1節 救助・救急活動 <u>(新設)</u></p>	<p>第3章 救助・救急、医療及び消火活動 第1節 救助・救急活動 <u>9 感染症対策</u></p>

		<u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>
応-40	第2節 医療活動 災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。	第2節 医療活動 災害のため地域医療等の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関等の混乱のため、市民が医療、助産等の手段を失った場合は、医療機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動を実施する。
応-41	7 被災者のこころのケア対策 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。	7 被災者のこころのケア対策 市は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県(障害政策課)、関係機関、団体等と連携の下、以下の活動を行う。
応-46	第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 2 交通規制等の実施 (1) 警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議のうえ(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。 <u>(追加)</u> なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。	第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 2 交通規制等の実施 (1) 警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、市及び県(道路管理課、危機管理課)と協議の上(協議する暇がないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。 <u>また、交通規制に当たっては、県警察及び道路管理者と相互に密接な連絡を取るものとする。</u> なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。
応-49	第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示のうえ、契約検査課にて調達を行う。	第3節 緊急輸送 1 輸送手段の確保 (2) 一度に多数の車両等を要し、(1)により不足するときは、次の事項を明示の上、契約検査課にて調達を行う。
応-50	2 緊急通行車両の確認 (3) 確認事務に係る関係機関の連携 知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮したうえで、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。	2 緊急通行車両の確認 (3) 確認事務に係る関係機関の連携 知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。
応-51	第5章 避難の受入活動 第1節 避難誘導 1 避難指示等 イ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「 <u>近隣の安全な場所</u> 」への移動又は「 <u>屋内安全確保</u> 」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。	第5章 避難の受入活動 第1節 避難誘導 1 避難指示等 イ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、 <u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)</u> を基本とするものの、 <u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや</u> 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「 <u>緊急安全確保</u> 」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
応-54	4 警戒区域の設定 (1) 市長による警戒区域の設定 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	4 警戒区域の設定 (1) 市長による警戒区域の設定 災害が発生し、又は <u>まさに</u> 発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
応-55	第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の開設 (1) 市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。</u>	第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 2 指定避難所の開設 (1) 市は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u>
応-55	(3) 市は、 <u>要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u>	(3) 市は、 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮し</u>

		て、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、 <u>ホテル・旅館等</u> を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
応-55	(新設)	<u>(6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u>
応-57	9 良好な生活環境の確保 (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	9 良好な生活環境の確保 (2) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、 <u>避難者</u> に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、 <u>避難者</u> が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
応-57	10 要配慮者への配慮 (2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。 また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。	10 要配慮者への配慮 (2) 市は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や <u>社会福祉施設等</u> への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。 また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。
応-57	(新設) 11 男女のニーズの違いに対する配慮 市は、指定避難所の運営においては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1～5 (略) 6 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 (新設) (新設) (新設) (新設)</div> 12、13 (略)	<u>11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応</u> <u>(1) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>(2) 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> 12 男女のニーズの違い等に対する配慮 市は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、 <u>女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等</u> に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">1～5 (略) 6 安全を確保するために<u>男女ペア</u>による巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 <u>7 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。</u> <u>8 トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。</u> <u>9 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。</u> <u>10 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></div> 13、14 (略)
応-59	第3節 応急仮設住宅等の提供 1 応急仮設住宅の提供 (4) 市又は県(住宅政策課)は、 <u>応急仮設住宅の供給に併せて、既設の市営住宅の空き家を利用するとともに、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時等には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。</u>	第3節 応急仮設住宅等の提供 1 応急仮設住宅の提供 (4) 市又は県(住宅政策課)は、 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u>
応-59	4 入居者の選定 応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の <u>うえ</u> 、決定する。 入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。	4 入居者の選定 応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の <u>上</u> 、決定する。 入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。

<p>応 - 60</p>	<p>第4節 広域一時滞在 1 県内の他市町村への広域的な避難等 (1)～(5) (略) (6) 市は、協議先市町村と協議の<u>うえ</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。 2 他都道府県の市町村への広域的な避難等 (1)～(5) (略) (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の<u>うえ</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。 (7) (略)</p>	<p>第4節 広域一時滞在 1 県内の他市町村への広域的な避難等 (1)～(5) (略) (6) 市は、協議先市町村と協議の<u>上</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。 2 他都道府県の市町村への広域的な避難等 (1)～(5) (略) (6) 市は、県外の協議先市町村と協議の<u>上</u>、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。 (7) (略)</p>
<p>応 - 61</p>	<p>第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ 3 避難所開設の依頼 市は、県(危機管理課)と調整の<u>うえ</u>、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、震災対策編第2部第5章第2節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。</p>	<p>第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ 3 避難所開設の依頼 市は、県(危機管理課)と調整の<u>上</u>、通知により選定された避難所の開設の依頼を受けたときは、震災対策編第2部第5章第2節1「指定緊急避難場所の開放」の規定に準じて、開設の準備を行う。</p>
<p>応 - 62</p>	<p>8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて 市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した<u>う</u>えで、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。</p>	<p>8 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて 市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した<u>上</u>で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。</p>
<p>応 - 63</p>	<p>第6節 帰宅困難者の支援 4 事業所等の取組 (1) 従業員の待機 事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認の<u>うえ</u>、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。</p>	<p>第6節 帰宅困難者の支援 4 事業所等の取組 (1) 従業員の待機 事業所等は、従業員等の安全を確保するため、事業所建物の被災状況を確認の<u>上</u>、必要に応じて従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。</p>
<p>応 - 64</p>	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 (略) <u>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。</u></p>
<p>応 - 70</p>	<p>第7章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 第2節 防疫活動 1 市の防疫活動 県(保健予防課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p>	<p>第7章 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 第2節 防疫活動 1 市の防疫活動 <u>市は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、</u>県(感染症・がん疾病対策課)の指示及び桐生保健福祉事務所の指導に基づいて防疫活動を実施する。</p>
<p>応 - 72</p>	<p>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置 4 遺体の安置 (略) 1～3 (略) 4 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の<u>うえ</u>、「氏名札」を棺に添付する。</p>	<p>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置 4 遺体の安置 (略) 1～3 (略) 4 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の<u>上</u>、「氏名札」を棺に添付する。</p>
<p>応 - 73</p>	<p>6 遺体の引渡し 市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の<u>うえ</u>、遺体を引き渡すものとする。</p>	<p>6 遺体の引渡し 市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の<u>上</u>、遺体を引き渡すものとする。</p>
<p>応 - 75</p>	<p>第1節 広報・広聴活動 1 広報活動 (8) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、その他の防災関係機関と緊密な連絡の<u>もと</u>に広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広く広報を実施する。</p>	<p>第1節 広報・広聴活動 1 広報活動 (8) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、その他の防災関係機関と緊密な連絡の<u>上</u>に広報体制を早期に確立し、状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広く広報を実施する。</p>
<p>応 - 77</p>	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動 第1節 施設、設備の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び<u>石綿</u>の飛散が懸念される場合は、市、県、事業者</p>	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動 第1節 施設、設備の応急復旧 1 迅速な応急復旧の実施 (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び<u>アスベスト</u>の飛散が懸念される場合は、市、県、事業者</p>

	又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。	事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
応-79	第3節 電力施設の応急処置 5 送電再開時の安全確認 電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した <u>う</u> えで送電を行うものとする。	第3節 電力施設の応急処置 5 送電再開時の安全確認 電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した <u>上</u> で送電を行うものとする。
応-80	第4節 ガス施設の応急復旧 5 供給再開時の安全確認 都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した <u>う</u> えで供給を行うものとする。	第4節 ガス施設の応急復旧 5 供給再開時の安全確認 都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した <u>上</u> で供給を行うものとする。
応-83	第11章 二次災害の防止活動 第1節 二次災害の防止 4 危険物、有害物質等による二次災害対策 (3) 市、県(消防保安課、薬務課、環境保全課)及び警察は、危険物、有害物質の漏えい及び石綿の飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。	第11章 二次災害の防止活動 第1節 二次災害の防止 4 危険物、有害物質等による二次災害対策 (3) 市、県(消防保安課、薬務課、環境保全課)及び警察は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
応-83	(新設)	<u>5 空き家の二次災害対策</u> 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。
応-85	第12章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 2 受入窓口の開設 市は、市社会福祉協議会と相互に連絡調整の <u>う</u> え、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。具体的な取組事項は次に示すものとする。 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営 (略) (新設)	第12章 自発的支援の受入れ 第1節 ボランティアの受入れ 2 受入窓口の開設 市は、市社会福祉協議会と相互に連絡調整の <u>上</u> 、総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。具体的な取組事項は次に示すものとする。 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営 (略) <u>県から事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u>
応-87	第2節 義援物資・義援金の受入れ 1 義援物資の受入れ (1) (略) (2) 受入機関の決定 市及び県(健康福祉課)は、相互に調整の <u>う</u> え、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。 (3)、(4) (略) (5) 受入物資の配分 市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議の <u>う</u> え、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。 なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。 (6)、(7) (略)	第2節 義援物資・義援金の受入れ 1 義援物資の受入れ (1) (略) (2) 受入機関の決定 市及び県(健康福祉課)は、相互に調整の <u>上</u> 、義援物資の受入機関(県と市が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。 (3)、(4) (略) (5) 受入物資の配分 市が受け入れた物資については、被災地の状況と物資の内容、数量を検討し、遅滞なく配分するものとする。また、県が受け入れた物資については、市と県(健康福祉課)とで協議の <u>上</u> 、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。 なお、配分に当たっては、公平性を重視しすぎる余り配分が遅延することのないよう、注意するものとする。 (6)、(7) (略)
応-89	第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 (2) 避難 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の <u>う</u> え、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア～エ (略) (3) 安否の確認	第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策 (2) 避難 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の <u>上</u> 、 <u>個別避難計画</u> 等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア～エ (略) (3) 安否の確認

	市は、 <u>発災時には</u> 、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居室に取り残された要配慮者の安否確認については民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。	市は、 <u>災害時には</u> 、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u> を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。各居室に取り残された要配慮者の安否確認については民生委員、児童委員及び自治会等の協力を得ながら行う。
応-90	2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (2) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難指示等の発令があったとき、又は地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の <u>うえ</u> 、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。	2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (2) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から避難指示等の発令があったとき、又は地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の <u>上</u> 、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。
応-92	第14章 その他の災害応急対策 第1節 学校の災害応急対策 3 児童・生徒の安全確保 (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の <u>うえ</u> 、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。	第14章 その他の災害応急対策 第1節 学校の災害応急対策 3 児童・生徒の安全確保 (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の <u>上</u> 、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。
応-93	5 学校施設応急復旧 (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡の <u>うえ</u> 措置するものとする。	5 学校施設応急復旧 (4) 避難者の受入れにおいて、講堂等を使用するときは、関係機関とよく連絡の <u>上</u> 、措置するものとする。
応-96	第3節 文化財施設の災害応急対策 産業経済部、教育部、文化財の管理者、県(地域創生部) 1 地震情報の把握 文化財の_____管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。 2 文化財収蔵施設の安全性の点検 文化財の_____管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、 <u>当該施設の安全性を点検するものとする。</u> また、災害危険区域における文化財の_____管理者は、 <u>収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。</u> 3 観覧者の安全確保 文化財の管理者は、次により_____観覧者__の安全を確保するものとする。 (1) <u>施設内に_____観覧者__がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、_____観覧者__を安全な場所に移動させる。</u> (2) (略) 4 文化財の安全の確保 文化財の_____管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。 5 災害情報の連絡 文化財の_____管理者は、_____観覧者__及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と併せて <u>教育委員会等関係機関</u> に連絡するものとする。 6 応急修復 (1) 文化財の_____管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。 (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について <u>文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。</u>	第3節 文化財施設の災害応急対策 産業経済部、教育部、文化財の <u>所有者・管理者</u> 、県(地域創生部) 1 地震情報の把握 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報把握に努めるものとする。 2 文化財収蔵施設の安全性の点検 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、大規模な地震が発生したときは、 <u>安全に十分留意した上で</u> 、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。 また、災害危険区域における文化財の <u>所有者・管理者</u> は、 <u>文化財</u> 周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。 3 利用者・観覧者等の安全確保 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、次により <u>利用者・観覧者等</u> の安全を確保するものとする。 (1) <u>文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等</u> がいるときに施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、 <u>利用者・観覧者等</u> を安全な場所に移動させる。 (2) (略) 4 文化財の安全の確保 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。 5 災害情報の連絡 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、 <u>利用者・観覧者等</u> 及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と併せて <u>文化財担当部局</u> に連絡するものとする。 6 応急修復 (1) 文化財の <u>所有者・管理者</u> は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。 (2) 市及び県(文化財保護課)は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。
応-97	第4節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) (新設)	第4節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用基準 (1)～(4) (略) <u>(5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u>
応-97	3 救助の種類 1～11 (略)	3 救助の種類 1～11 (略) <u>なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。</u>
復-2	第3部 災害復旧・復興 第2節 原状復旧	第3部 災害復旧・復興 第2節 原状復旧

	<p>1 被災施設の復旧等 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>1 被災施設の復旧等 (1)～(3) (略) <u>(4) 市は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。</u> <u>(5) 市及び県（河川課）は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市又は県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。</u></p>
復 - 2	<p>2 災害廃棄物の処理 (3) 環境への配慮 市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）によるものとする。</p>	<p>2 災害廃棄物の処理 (3) 環境への配慮 市は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉じんの発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。 なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）<u>及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）</u>によるものとする。</p>
復 - 3	<p>第3節 計画的復興の推進 2 防災まちづくり (1) 防災まちづくりの実施 ア (略) イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p>	<p>第3節 計画的復興の推進 2 防災まちづくり (1) 防災まちづくりの実施 ア (略) イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の<u>元</u>に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。あわせて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p>
復 - 4	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 1 り災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書の<u>もと</u>になる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。 (2)、(3) (略) 2 被災者台帳の作成 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第4節 被災者等の生活再建の支援 1 り災証明書の交付 (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、り災証明書を交付するものとする。なお、り災証明書の<u>基</u>になる被害家屋の判定は、災害調査要領に基づき行うものとする。 (2)、(3) (略) 2 被災者台帳の作成 <u>(1) (略)</u> <u>(2) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
復 - 6	<p>11 市民生活相談等の実施 (2) 在住外国人に対する生活相談の実施 市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮の<u>うえ</u>、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。</p>	<p>11 市民生活相談等の実施 (2) 在住外国人に対する生活相談の実施 市は、市国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況を考慮の<u>上</u>、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行うものとする。なお、必要があると認める場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難所生活を支援するものとする。</p>

ページ	修正前				修正後			
資 - 3	桐生市消防本部 〒376-0027 (略) 0277-47-1700 (略)	消防署 (略) 桐生市元宿町 13-38 0277-47-1705 FAX 0277-47-1705 桐生みどり消防署 (略) みどり市笠懸町阿佐美 1912-6 0277-77-1177 FAX 0277-47-1705 (略) (略) (略)	東分署 〒376-0034 桐生市東 1-9-16 南分署 大間々新里分署 黒保根東分署		桐生市消防本部 〒376-0027 (略) 0277-47-1700 (略)	桐生消防署 〒376-0027 桐生市元宿町 13-38 0277-47-1705 FAX 0277-47-1705 桐生みどり消防署 〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1912-6 0277-77-1177 FAX 0277-77-1177 (略) (略) (略)	東分署 〒376-0052 桐生市天神町 1-7-16 0277-46-2399 南分署 (略) 大間々新里分署 (略) 黒保根東分署 (略)	
資 - 70	3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表				3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表			
	No.	施設名	住所	備考	No.	施設名	住所	備考
	1	(略)			1	(略)	(略)	
	~				~			
	97	(略)			97	(略)	(略)	
		(新設)			98	小規模多機能型居宅介護 スピカ	桐生市川内町 2-47-15	
	98	たかのす聖母保育園	桐生市川内町 2-81-4		99	たかのす聖母保育園	桐生市川内町 2-81-4	
		(新設)			100	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町 5-26-1	土砂と重複
		(新設)			101	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町 5-50-1	土砂と重複
		(新設)			102	桐生みやま園	桐生市川内町 5-1199	
	99	Iris La・Foret (アイリス・ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	土砂と重複	103	Iris La・Foret (アイリス・ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	土砂と重複
	100	日新病院	桐生市菱町 3-2069-1		104	日新病院	桐生市菱町 3-2069-1	
101	桜木小学校	桐生市相生町 1-383		105	桜木小学校	桐生市相生町 1-383		
102	さくらクラブ	桐生市相生町 1-383		106	さくらクラブ	桐生市相生町 1-383		
資 - 71	3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表				3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表			
	No.	施設名	住所	備考	No.	施設名	住所	備考
	1	たちばな保育園 (子育て支援センター)	桐生市西久方町 2-3-8		1	たちばな保育園 (子育て支援センター)	桐生市西久方町 2-3-8	
	2	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	洪水と重複	2	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	洪水と重複
	3	藤和の丘	桐生市広沢町 6-596-3		3	藤和の丘	桐生市広沢町 6-596-3	
	4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町 6-606-4		4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町 6-606-4	
	5	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	洪水と重複	5	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	洪水と重複
	6	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	洪水と重複	6	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	洪水と重複
	7	梅田中学校	桐生市梅田町 2-347-1		7	梅田中学校	桐生市梅田町 2-347-1	
	8	特別養護老人ホーム 梅の郷	桐生市梅田町 4-1774-4		8	特別養護老人ホーム 梅の郷	桐生市梅田町 4-1774-4	
	9	医療法人岸会 岸病院	桐生市相生町 2-277	洪水と重複	9	医療法人岸会 岸病院	桐生市相生町 2-277	洪水と重複
	10	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	洪水と重複	10	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	洪水と重複
	11	すみれ保育園	桐生市相生町 3-493-15		11	すみれ保育園	桐生市相生町 3-493-15	
	12	グループホーム サンシャイン	桐生市川内町 1-322-1		12	グループホーム サンシャイン	桐生市川内町 1-322-1	
	13	特別養護老人ホーム 思いやり	桐生市川内町 1-361-2		13	特別養護老人ホーム 思いやり	桐生市川内町 1-361-2	
	14	介護老人保健施設 かがやき	桐生市川内町 1-407-1		14	介護老人保健施設 かがやき	桐生市川内町 1-407-1	
15	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町 5-26-1	(追加)	15	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町 5-26-1	洪水と重複	
16	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町 5-50-1	(追加)	16	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町 5-50-1	洪水と重複	

	17	Iris La・Foret(アイリス ラ・フォレ)	桐生市菱町 1-350-1	洪水と重複	17	Iris La・Foret(アイリス ラ・フォレ)	桐生市菱町 1-350-1	洪水と重複
	18	市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼 199-1		18	市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼 199-1	
	19	黒保根中学校	桐生市黒保根町水沼 324-7		19	黒保根中学校	桐生市黒保根町水沼 324-7	
	20	障害者支援施設 エルシーヌ藤ヶ丘	桐生市黒保根町下田沢 3480		20	障害者支援施設 エルシーヌ藤ヶ丘	桐生市黒保根町下田沢 3480	
資 - 72	4-1-3 下水道処理担当連絡先 令和2年4月1日現在				4-1-3 下水道処理担当連絡先 令和4年4月1日現在			
	市町村名	担当部課名		電話番号	市町村名	担当部課名		電話番号
	桐生市	水道局	下水道課	0277-46-1111	桐生市	水道局	下水道課	0277-46-1111 (749)